

児童厚生員資格要件（次のいずれかに該当する者）

1. 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
2. 保育士の資格を有する者
3. 社会福祉士の資格を要する者
4. 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者または文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの
5. 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校または中等教育学校の教諭となる資格を有する者
6. 次のいずれかに該当する者で、町長が適當と認めた者
 - イ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、芸術学若しくは体育学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - ロ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、芸術学若しくは体育学を専修する学科またはこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を取得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
 - ハ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - ニ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、芸術学若しくは体育学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者